

# 結婚新生活支援事業のお知らせ

奥出雲町では、平成29年度において地域における少子化対策の強化を図るため、新婚世帯を対象に住居費(住宅取得・賃借)と引越し費用の一部を助成します。

## 対象となる新婚世帯

※すべてに該当する必要があります。

- ①平成29年4月1日から平成30年2月28日までに婚姻届を提出し、受理された新婚世帯
- ②夫婦の所得を合算した金額が340万円未満である世帯(貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額)
- ③結婚を機に町内に住宅を取得又は賃借し、町内に住民票をおく世帯
- ④夫婦の年齢がともに満45歳未満である世帯
- ⑤他の公的制度の家賃補助などを受けていない世帯
- ⑥過去にこの制度の補助を受けていない世帯
- ⑦町税等の滞納がない世帯

## 対象となる経費

【住居費】 物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等

【引越し費用】 引越し業者や運送業者への支払い、その他引越しに係る費用

※不用品の処分や自らレンタカーを借りたり、友人に依頼する場合は対象となりません。

【補助金上限額】 1世帯あたり24万円

## 手続きに必要な書類等

- ①婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- ②婚姻後の夫婦の住民票の写し
- ③夫婦の所得証明書
- ④物件の売買契約書及び領収書の写し(住居費における購入の場合)
- ⑤物件の賃貸借契約書及び領収書の写し(住居費における賃貸借の場合)
- ⑥住宅手当支給証明書(住居費における賃貸借の場合)
- ⑦引越しに係る領収書等の写し(引越費用の場合)
- ⑧奨学金の返済額が確認できる書類等の写し
- ⑨夫婦の町税等納税証明書(滞納の無いことを証する書類)
- ⑩その他町長が必要と認める書類



お問い合わせ先  
奥出雲町役場町民課町民グループ  
電話 0854-54-2510